

第 11 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」
「6. 会社の支配に関する基本方針」
- ・ 計算書類の「個別注記表」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」

(自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日)

上記 事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」および「6. 会社の支配に関する基本方針」、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社 J-オイルミルズ

5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

（1）業務運営の基本方針

現代は企業の社会的責任が問われる時代であり、成熟化した 21 世紀型の社会の企業に対する期待は、経済的価値の提供のみならず、社会的価値や環境的価値の提供まで広がってきている。当社は経済、環境、社会等の幅広い分野においてその責任を果たし、そのことにより当社自身の持続的な発展を実現していくことを、業務運営の基本とする。

（2）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制を統括する組織として、社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置している。「企業行動委員会」は、当社の経営者、従業員が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」に基づいた経営、企業活動が行われているかを審議する。また、当社の企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、その中には「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、使用人等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けている。さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、使用人を問わず、その周知徹底を実施する。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の適切な保存・管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- ④ 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

以上これらの情報セキュリティに関するガイドラインを制定し、個人情報保護に関しては、その重要性に鑑み、「個人情報保護規程」を制定する。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全体的なリスク管理を担当する部署を置き、その下に全社横断的な「リスク管理会議」を設置する。企業価値を高め、企業活動の持続的な発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、トータル・リスクマネジメントの実践的運用を行う。

また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとする。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役および社長の指名する執行役員が出席する経営会議を原則毎月 3 回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。個別業務の運営に関しては、事業環境を踏まえた年度予算と中期経営計画の策定により、全社が一丸となって達成すべき目標を設定、具体策を立案しながら実現に邁進する。

(6) J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」等をグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保する。また、業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類もあわせグループ会社にも適用する。グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重するも、事業内容および重要案件に関しては当社の経営会議において協議することとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めに応じてスタッフを置くべきときは、その人事も含め取締役と監査役間において意見交換を行い、スタッフを適宜置く。また、社内監査業務を行う監査部とも密接に連携し、監査役の職務遂行に資する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事は取締役と監査役間において意見交換の後、監査役会の同意を必要とする。

(9) 監査役への報告に関する事項

取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所・工場や関係会社への往査を実施することができる。監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。

また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。また、稟議書およびその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。なお、監査役は、当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことで、連携を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（取引先・社員・株主・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成24年3月期を初年度とする3ヶ年計画である第三期中期経営計画においては、10年後を見据えた『安定と成長2020』を基本方針とし、成熟市場である製油・油脂事業においては、(I)価値に見合う製品価格の実現、(II)コストダウン、(III)付加価値製品の開発と上市により、収益の改善と安定を図るとともに、新規事業、海外油脂事業、食品・ファイン事業、化成品事業を新たな成長軸と位置付け果敢に挑戦してゆくこととし、この両軸をもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。

業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について 20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記(ii)乃至(iv)にかかわらず、当社取締役会は、(a)買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」および大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意思を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は 1 年であること。
- (vii) デットハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ……………時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(3) たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに……………先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産……………月別総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

II. 固定資産の償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は建物が7年～50年、構築物が10年～60年、機械及び装置が7年～15年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

III. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

IV. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

V. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 製品回収引当金
製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上することとしております。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。
- (6) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (7) 環境対策引当金
有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

VI. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|--------|-----------------|
| 為替予約 | 外貨建買掛金及び外貨建予定取引 |
| 金利スワップ | 借入金 |
- (3) ヘッジ方針
内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

VII. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】**I. 減価償却方法の変更**

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 151 百万円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】**I. 保証債務**

保 証 先	保証金額 (百万円)	備 考
従 業 員	10	住宅ローン等に対する保証債務
計	10	

II. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	14,183 百万円
短期金銭債務	4,231 百万円

III. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	110,512 百万円
----------------	-------------

【損益計算書に関する注記】**関係会社との取引**

営業取引による取引高	
売上高	66,879 百万円
仕入高	7,513 百万円
営業取引以外の取引による取引高	616 百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】**自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	612,311	125,224	372	737,163

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	百万円
(繰延税金資産)	
たな卸資産評価減	15
土地評価減	805
減価償却費	171
有価証券評価減	138
会員権等評価減	99
貸倒引当金	49
未払金	826
未払社会保険料	54
未払事業税	146
賞与引当金	334
退職給付引当金	1,801
役員退職慰労引当金	115
その他	132
繰延税金資産小計	<u>4,690</u>
評価性引当額	<u>△1,163</u>
繰延税金資産合計	<u><u>3,526</u></u>
 (繰延税金負債)	
土地評価増による増加	△3,954
退職給付信託に係る益金不算入額	△510
固定資産圧縮積立金	△255
その他有価証券評価差額金	△1,480
繰延ヘッジ損益	△69
繰延税金負債合計	<u>△6,270</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>△2,743</u></u>

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.0%
法人住民税等の均等割額	0.6%
税額控除額	△0.5%
評価性引当額の増減	0.4%
抱合せ株式消滅差益	△1.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後法人税等の負担率	<u>36.0%</u>

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社	味の素(株)	東京都中央区	79,863	食料品等製造 その他	被所有 直接 27.3	転籍 4人	当社製品 の販売	油脂製品 の販売	49,978	売掛金	9,524

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。

II. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	日華油脂(株)	東京都中央区	290	油脂販売	直接 100	兼任 2人	当社製品 の販売	油脂製品 の販売	8,512	売掛金	2,259
								配当金の受取	388	—	—
子会社	(株)J-ウィズ	東京都中央区	20	油脂販売 その他	直接 100	—	当社製品 の販売	油脂製品 の販売	7,361	売掛金	1,855

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額	406.75円
(2) 1株当たり当期純利益	22.74円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,793百万円
普通株式に係る当期純利益	3,793百万円
普通株式の期中平均株式数	166,832,000株

【重要な後発事象に関する注記】

I. 株式取得に関する事項

当社は、辻製油株式会社との間で資本関係の強化に関して合意したことに基づき、平成25年4月1日に辻製油株式会社の株式を新たに取得し、これにより同社は当社の持分法適用会社となります。

(1) 株式取得の理由

両社は、平成21年12月の資本・業務提携開始以降、生産・物流等のサプライチェーンマネジメント面での協力、機能性素材を活用した製品の共同開発などの成果を挙げてまいりました。

製油産業を取り巻く環境が厳しさを増してくるなか、平成21年12月に締結しました業務提携契約書に基づく取組みを更に発展させ、両社の企業力のより一層の強化を目指すため、両社は資本関係を強化し、取組みの拡大を目指すことといたしました。

(2) 株式を取得した会社の概要

①商号	辻製油株式会社
②代表者	辻 保彦
③所在地	三重県松阪市嬉野新屋庄町 565-1
④事業内容	コーン油、なたね油、脱脂コーン胚芽、なたね粕、ハイプロテイン吸着飼料、ペレット飼料、各種大豆レシチン、各種レシチン製剤、セラミド(とうもろこし胚芽由来)、フィッシュコラーゲン、養魚用油脂、天然香料などの製造・販売及び研究開発

(3) 取得する株式の数、取得後の合計持株数及び持株比率

①新たに取得する株式の数	3,737株
②新たに取得する株式の取得価額	362百万円
③取得後の合計持株数	7,537株
④取得後の当社の持株比率	20.001%

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

I. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………3社

連結子会社の名称……………(株)Jーウィズ、日華油脂(株)、(株)Jーケミカル

なお、(株)Jービジネスサービスは平成24年4月1日をもって当社が吸収合併いたしました。

(2) 主要な非連結子会社名……………(株)Jーサービス、坂出ユタカサービス(株)、横浜パック(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、平成22年2月1日より休眠会社でありました豊神サービス(株)は平成24年2月17日開催の臨時株主総会において解散することを決議し、平成24年4月24日に清算が終了しております。

II. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用の非連結子会社

持分法適用の非連結子会社はありません。

(2) 持分法適用の関連会社……………3社

持分法適用の関連会社の名称……………(株)ユタカケミカル、太田油脂(株)、Siam Starch Co.,Ltd.

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社（(株)Jーサービス以下7社）、及び関連会社（(株)J O Y アグリス以下2社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

III. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……………時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③ たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに……………先入先出法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外のたな卸資産……………月別総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は建物及び構築物が7年～60年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上することとしております。

⑤ 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

⑥ 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

⑦ 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し 20 年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した期の損益として処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

I. 減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、営業利益は 151 百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 153 百万円増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保証金額 (百万円)	備 考
従 業 員	10	住宅ローン等に対する保証債務
計	10	

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

111,605 百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	167,542,239	—	—	167,542,239

II. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	618,842	125,224	372	743,694

(注) 増加は単元未満株式の買取り及び会社法第797条第1項に基づく反対株主の買取り請求によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

III. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通 株式	667	4	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年11月5日 取締役会	普通 株式	667	4	平成24年9月30日	平成24年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	834	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 1株あたりの配当額は、普通配当4.00円 特別配当1.00円を予定しております。

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長4年2ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた財務取引に関する規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「II. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち 33.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注 2) を参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,929	5,929	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,643	40,643	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,183	8,183	—
資産計	54,757	54,757	—
(1) 支払手形及び買掛金	20,154	20,154	—
(2) 短期借入金	14,350	14,350	—
(3) 社債	17,000	17,095	△95
(4) 長期借入金	2,962	2,962	—
負債計	54,466	54,562	△95
デリバティブ取引 ^(※)	170	170	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引……………該当するものではありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価 (※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	10,202	—	188
	ユーロ		250	—	△5
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	11,885	—	(※2)
	ユーロ		308	—	(※2)
合計			22,646	—	—

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為にその時価は当該買掛金の時価に含めております。

②金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価 (※)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,600	0	△12
合計			2,600	0	△12

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,929	—	—	—
受取手形及び売掛金	40,643	—	—	—
合計	46,573	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	5,000	—	—	—	12,000	—
長期借入金	2,722	239	—	—	—	—
合計	7,722	239	—	—	12,000	—

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 431.55円

(2) 1株当たり当期純利益 24.34円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益 4,060百万円

普通株式に係る当期純利益 4,060百万円

普通株式の期中平均株式数 166,825,469株

【税効果会計に関する注記】

I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
土地評価減	6
減価償却費	176
有価証券評価減	138
会員権等評価減	99
貸倒引当金	52
未払金	958
未払事業税	172
賞与引当金	352
退職給付引当金	1,825
役員退職慰労引当金	122
未実現利益	180
その他	109
繰延税金資産小計	4,195
評価性引当額	△325
繰延税金資産合計	<u>3,869</u>
 (繰延税金負債)	
連結上の土地の評価差益	△3,584
退職給付信託に係る益金不算入額	△510
固定資産圧縮積立金	△255
その他有価証券評価差額金	△1,598
繰延ヘッジ損益	△69
繰延税金負債合計	<u>△6,018</u>
繰延税金資産の純額	<u>△2,149</u>

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

【未適用の会計基準等に関する注記】

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日）

（1）概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

（2）適用予定日

平成 26 年 3 月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成 27 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【重要な後発事象に関する注記】

I. 株式取得に関する事項

当社は、辻製油株式会社との間で資本関係の強化に関して合意したことに基づき、平成25年4月1日に辻製油株式会社の株式を新たに取得し、これにより同社は当社の持分法適用会社となります。

（1）株式取得の理由

両社は、平成 21 年 12 月の資本・業務提携開始以降、生産・物流等のサプライチェーンマネジメント面での協力、機能性素材を活用した製品の共同開発などの成果を挙げてまいりました。

製油産業を取り巻く環境が厳しさを増してくるなか、平成 21 年 12 月に締結しました業務提携契約書に基づく取組みを更に発展させ、両社の企業力のより一層の強化を目指すため、両社は資本関係を強化し、取組みの拡大を目指すことといたしました。

（2）株式を取得した会社の概要

①商号	辻製油株式会社
②代表者	辻 保彦
③所在地	三重県松阪市嬉野新屋庄町 565-1
④事業内容	コーン油、なたね油、脱脂コーン胚芽、なたね粕、ハイプロテイン吸着飼料、ペレット飼料、各種大豆レシチン、各種レシチン製剤、セラミド（とうもろこし胚芽由来）、フィッシュコラーゲン、養魚用油脂、天然香料などの製造・販売及び研究開発

（3）取得する株式の数、取得後の合計持株数及び持株比率

①新たに取得する株式の数	3,737 株
②新たに取得する株式の取得価額	362 百万円
③取得後の合計持株数	7,537 株
④取得後の当社の持株比率	20.001%

以上